

第5章 第9期介護保険事業計画

1 介護保険事業の現状と推計

(1) 被保険者数の現状と推計

ア 被保険者数の現状

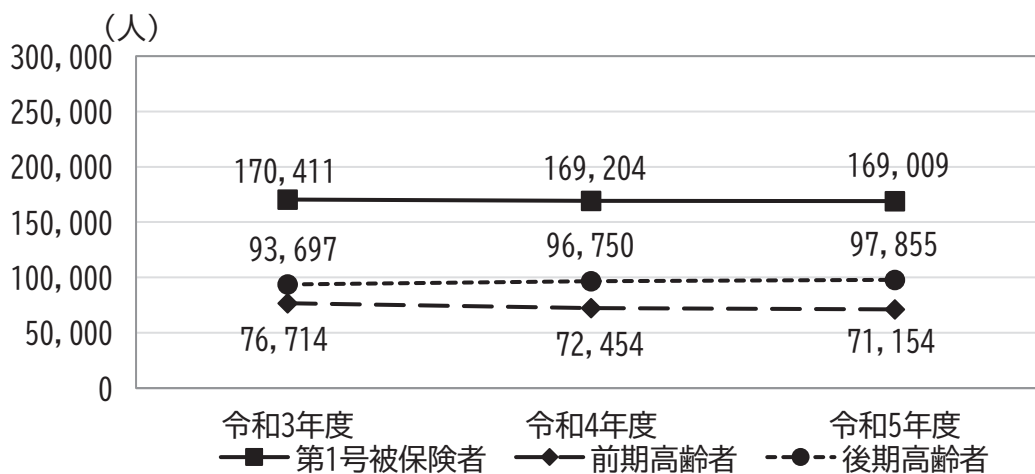
第1号被保険者数（令和3年度 170,411人、令和4年度 169,204人）、前期高齢者数（令和3年度 76,714人、令和4年度 72,454人）は減少傾向、後期高齢者数（令和3年度 93,697人、令和4年度 96,750人）は増加傾向にあります。前期高齢者数、後期高齢者数とも計画値を下回っています。

第2号被保険者数（令和3年度 244,147人、令和4年度 245,469人）は、増加傾向にあります。

（単位：人）

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
65歳以上の被保険者 (第1号被保険者)	170,411	175,620	169,204	176,899	169,009	178,490
65～74歳の 前期高齢者	76,714	79,687	72,454	76,670	71,154	73,887
75歳以上の 後期高齢者	93,697	95,933	96,750	100,229	97,855	104,603
40～64歳の被保険者 (第2号被保険者)	244,147	247,330	245,469	250,315	246,456	252,800

出典：あだちの介護保険（令和3年度、4年度）
高齢者施策推進室推計（令和5年度）



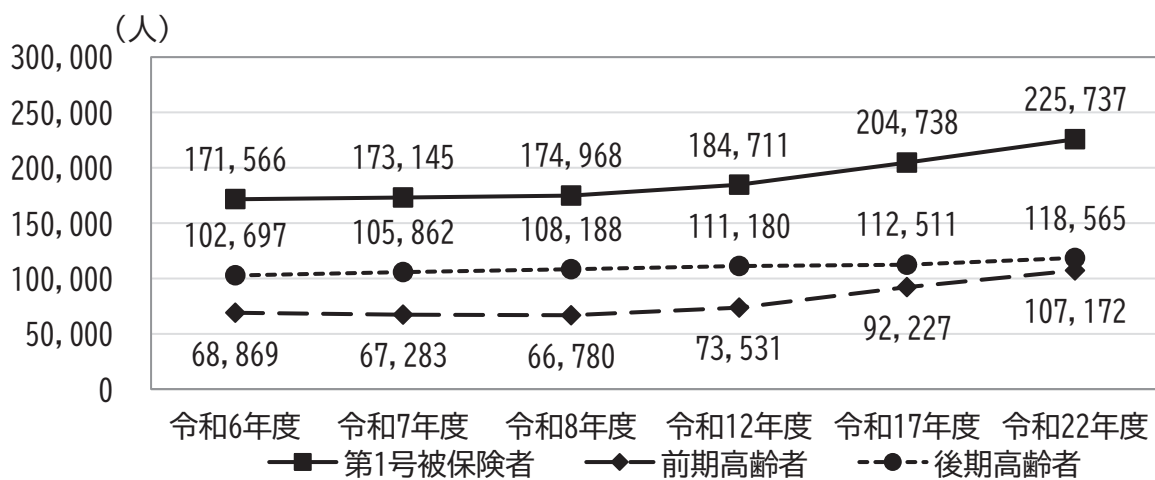
イ 被保険者数の推計

第1号被保険者数（令和6年度 171,566人、令和7年度 173,145人、令和8年度 174,968人）は増加する見込みです。前期高齢者数（令和6年度 68,869人、令和7年度 67,283人、令和8年度 66,780人）は微減傾向となる見込みで、後期高齢者数（令和6年度 102,697人、令和7年度 105,862人、令和8年度 108,188人）は増加する見込みです。

（単位：人）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
65歳以上の被保険者 (第1号被保険者)	171,566	173,145	174,968	184,711	204,738	225,737
65～74歳の 前期高齢者	68,869	67,283	66,780	73,531	92,227	107,172
75歳以上の 後期高齢者	102,697	105,862	108,188	111,180	112,511	118,565
40～64歳の被保険者 (第2号被保険者)	248,212	249,592	250,650	249,967	249,169	247,448

出典：高齢者施策推進室推計



(2) 要介護認定者数の現状と推計

ア 要介護認定者数の現状

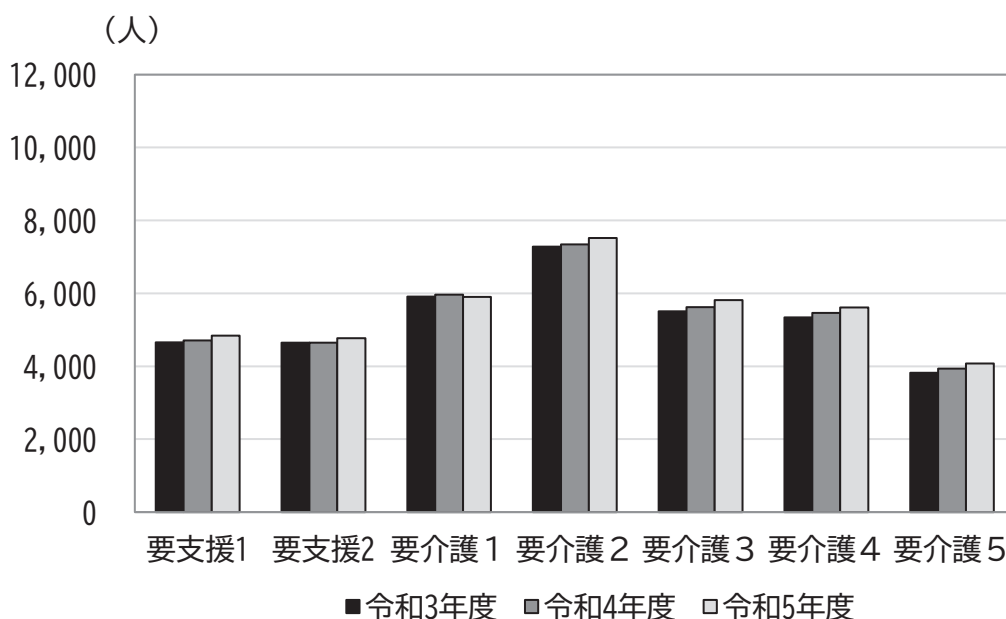
要支援認定者数（令和3年度9,307人、令和4年度9,355人）については、微増傾向にありますが、計画値を下回っています。

要介護認定者数（令和3年度27,869人、令和4年度28,332人）についても、微増傾向にありますが、計画値を下回っています。令和3年度の要介護1（実績値5,913人、計画値5,707人）は計画値を上回っていますが、それ以外では計画値を下回っています。

(単位：人)

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
要支援認定者	9,307	11,346	9,355	12,121	9,612	12,867
要支援1	4,660	5,724	4,711	6,161	4,844	6,581
要支援2	4,647	5,622	4,644	5,960	4,768	6,286
要介護認定者	27,869	29,605	28,332	31,122	28,926	32,530
要介護1	5,913	5,707	5,963	5,969	5,905	6,195
要介護2	7,284	7,904	7,342	8,234	7,517	8,538
要介護3	5,507	5,846	5,623	6,195	5,816	6,530
要介護4	5,342	5,547	5,468	5,901	5,612	6,232
要介護5	3,823	4,601	3,936	4,823	4,076	5,035
合計	37,176	40,951	37,687	43,243	38,538	45,397

出典：あだちの介護保険（令和3年度、4年度）
高齢者施策推進室推計（令和5年度）



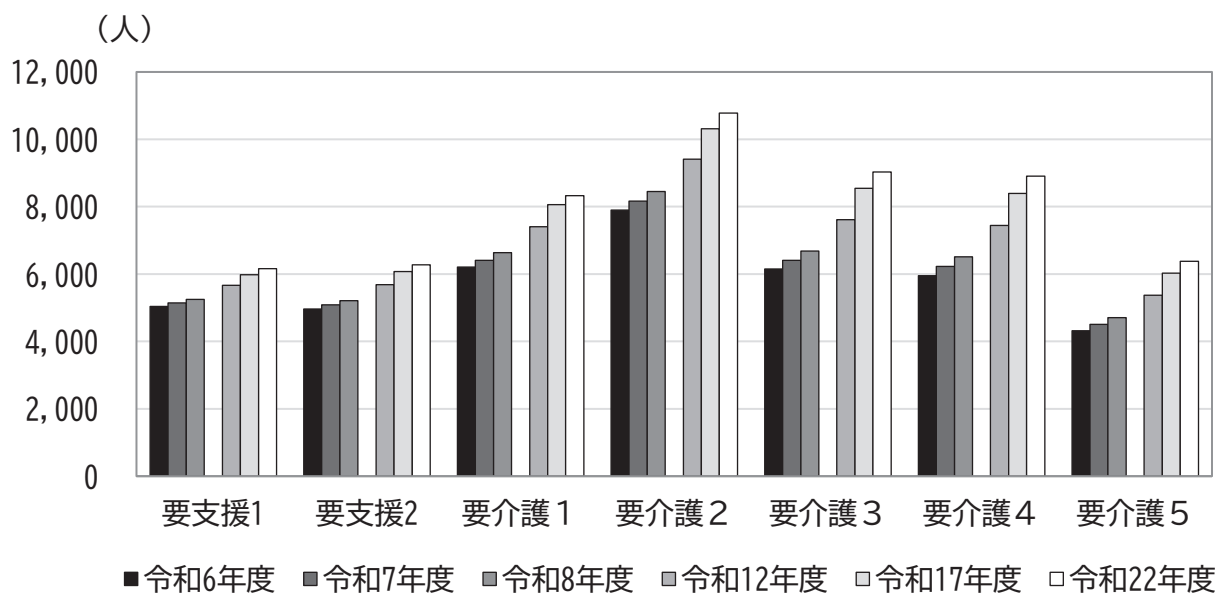
イ 要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数（令和6年度 40,517人、令和7年度 41,938人、令和8年度 43,445人）は、後期高齢者数の増加に伴って増加する見込みです。

（単位：人）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援認定者	10,005	10,230	10,461	11,351	12,054	12,431
要支援1	5,038	5,143	5,248	5,666	5,979	6,157
要支援2	4,967	5,087	5,213	5,685	6,075	6,274
要介護認定者	30,512	31,708	32,984	37,246	41,345	43,435
要介護1	6,207	6,412	6,634	7,401	8,065	8,328
要介護2	7,895	8,162	8,448	9,410	10,318	10,782
要介護3	6,147	6,406	6,686	7,618	8,545	9,035
要介護4	5,950	6,225	6,514	7,447	8,393	8,907
要介護5	4,313	4,503	4,702	5,370	6,024	6,383
合計	40,517	41,938	43,445	48,597	53,399	55,866
認定率	23.1%	23.7%	24.3%	25.8%	25.6%	24.3%

出典：高齢者施策推進室推計



(3) サービス利用者数の現状と推計

ア 介護サービス利用者数の現状

介護サービス利用者数は、令和3年度には30,449人でしたが、令和5年度には31,557人と、3.7%増加しています。

介護サービス利用者数を介護サービスの種類別にみると、居宅サービスが最も多く、施設サービス、地域密着型サービスと続いています。

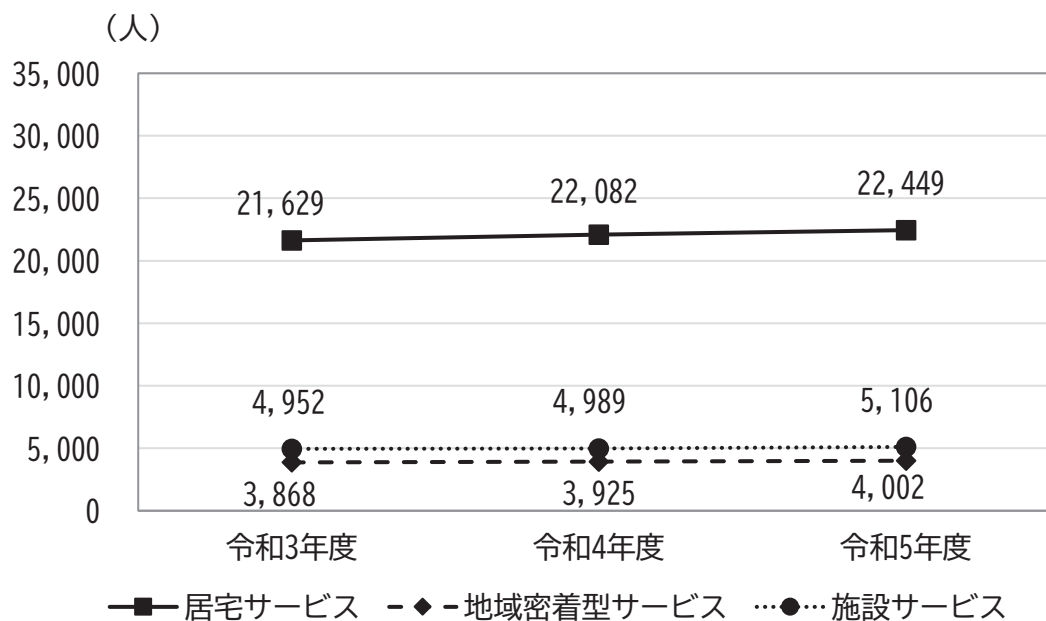
なお、利用者数は全てのサービスで増加しています。

(単位：人)

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
居宅サービス	21,629	21,211	22,082	22,474	22,449	23,777
地域密着型サービス	3,868	4,256	3,925	4,491	4,002	4,735
施設サービス	4,952	5,188	4,989	5,323	5,106	5,323
合計	30,449	30,655	30,996	32,288	31,557	33,835

出典：あだちの介護保険（令和3年度、4年度）

高齢者施策推進室推計（令和5年度）



イ 介護サービス利用者数の推計

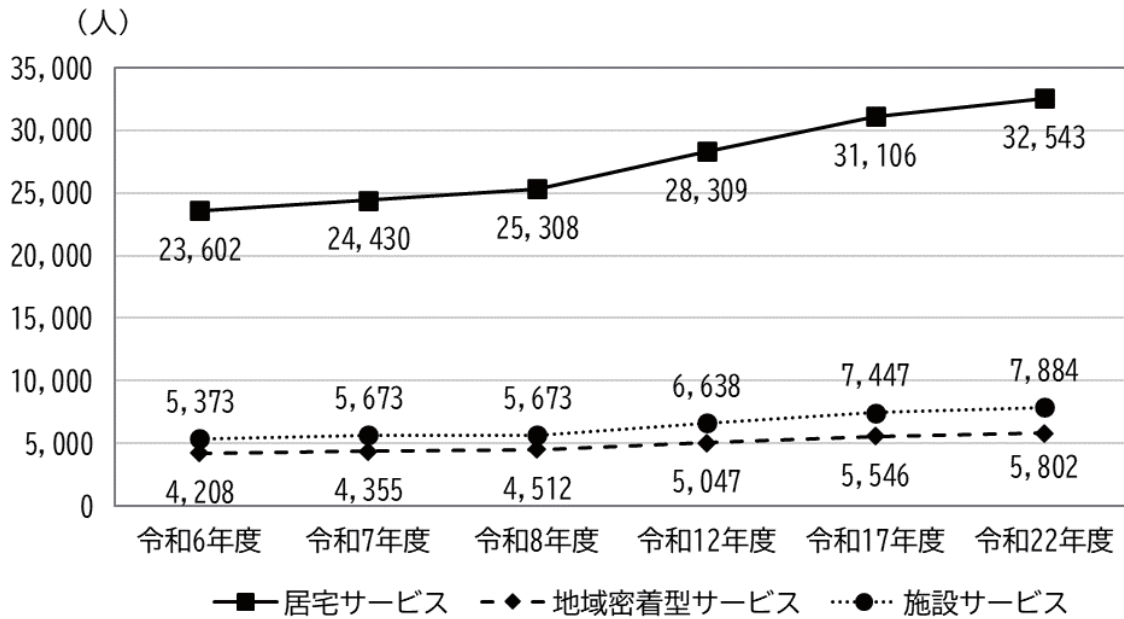
介護サービス利用者数は、令和6年度の33,183人が令和8年度には35,493人に増加すると推測されます。

そのうち、居宅サービス利用者数は、令和6年度の23,602人が令和8年度の25,308人に、地域密着型サービス利用者数は、令和6年度の4,208人が令和8年度の4,512人に増加すると推測されます。

(単位：人)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
居宅サービス	23,602	24,430	25,308	28,309	31,106	32,543
地域密着型サービス	4,208	4,355	4,512	5,047	5,546	5,802
施設サービス	5,373	5,673	5,673	6,638	7,447	7,884
合計	33,183	34,458	35,493	39,994	44,099	46,229

出典：高齢者施策推進室推計



(4) 地域密着型サービスの現状と計画値

ア 地域密着型サービスの現状（施設数・利用者数）

地域密着型サービスの種類と利用者数の実績をみると、令和3年度は、地域密着型通所介護の利用者が最も多く、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護と続いていました。令和4年度・令和5年度も同様の傾向となっています。

（上段：施設数 下段：利用者数）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績値	実績値	見込値
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5	5	5
	57	48	76
夜間対応型訪問介護	1	1	1
	49	43	49
地域密着型通所介護	88	90	81
	2,311	2,412	2,431
認知症対応型通所介護	24	25	25
	516	503	539
小規模多機能型居宅介護	13	13	13
	256	235	234
認知症対応型共同生活介護	35	36	36
	601	598	608
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	6	5	5
	116	126	127

出典：【利用者数】介護保険事業状況報告（月報）（令和3年度、4年度）

【施設数】あだちの介護保険（令和3年度、4年度）

高齢者施策推進室推計（令和5年度）

イ 地域密着型サービス計画値(施設数)

第9期の地域密着型サービス施設整備は、介護サービス区分ごとに、今後のニーズ等を適切に捉え、地域偏在に配慮しながら、公有地の活用も積極的に進め、計画的に進めます。

(上段：施設数 下段：整備数)

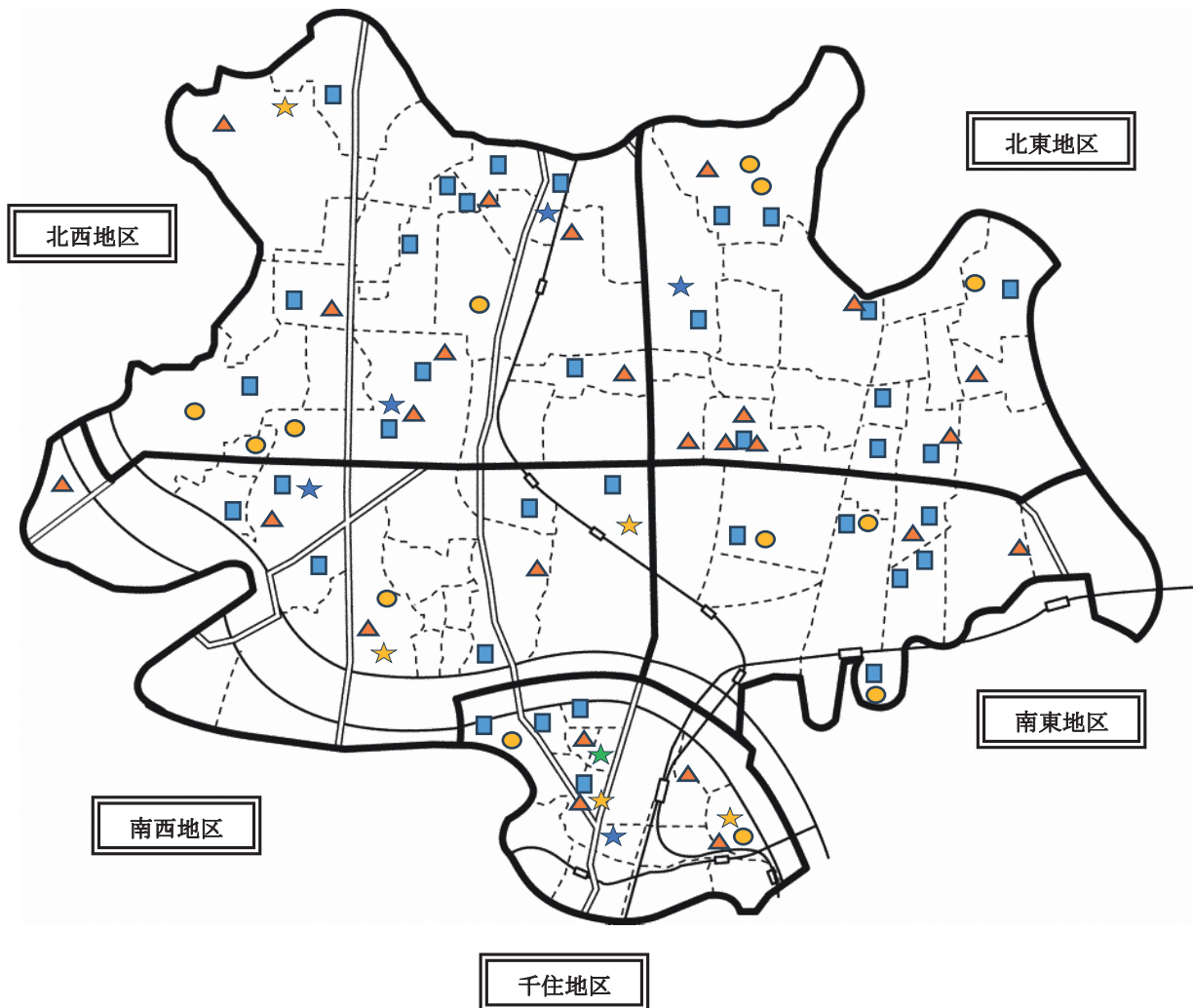
区分	令和	令和	令和	第9期 整備数
	6年度	7年度	8年度	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5	5	5	0
	0	0	0	
夜間対応型訪問介護	1	1	1	0
	0	0	0	
地域密着型通所介護	83	84	85	4
	2	1	1	
認知症対応型通所介護	25	26	26	1
	0	1	0	
小規模多機能型居宅介護	13	13	14	1
	0	0	1	
認知症対応型共同生活介護	36	36	38	2
	0	0	2	
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
	0	0	0	
看護小規模多機能型居宅介護	5	6	7	2
	0	1	1	

【用語説明】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ホームヘルパーや看護師などが、定期的に家庭を巡回したり連絡のあった家庭を訪問して、介護や療養上の世話などを行う。
夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーなどが定期的に家庭を巡回したり、通報により訪問して介護などを行う。
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症高齢者が5～9人の少人数で共同生活を送りながら家庭的な雰囲気の中で食事、入浴、排せつ等の介護や身の回りの世話などを受ける。
小規模多機能型居宅介護	身近な地域のサービス拠点への「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせた介護や機能訓練を行う。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組合せによるサービスを提供する。

【日常生活圏域図】

足立区地域密着型サービス事業所配置図（令和6年4月1日見込み）



認知症対応型共同生活介護	■ . . . 36 か所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	★ . . . 5 か所
認知症対応型通所介護	▲ . . . 25 か所	看護小規模多機能型居宅介護	☆ . . . 5 か所
小規模多機能型居宅介護	● . . . 13 か所	夜間対応型訪問介護	★ . . . 1 か所

<参考>高齢者向け住宅数

区分	令和5年度
住宅型有料老人ホーム	797人
軽費老人ホーム（ケアハウス）	180人
都市型軽費老人ホーム	32人
サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）	1,796戸
特定施設の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）	1,635戸

出典：東京都福祉局ホームページ（令和6年2月時点）

介護保険サービス以外の高齢者向けの施設や住居として、住宅型有料老人ホームなどが整備されています。

今後の介護基盤整備の検討では、上記の施設や住居の整備状況も勘案しながら、取り組んでいく必要があります。

(5) 施設定員の年次別の現状と推計

ア 施設定員の年次別実績

施設定員の年次別実績をみると、令和4年度の介護老人福祉施設は179床増加、認知症対応型共同生活介護は18床増加しています。令和5年度の介護老人福祉施設は135床増加、介護医療院は、介護療養型医療施設からの移行で60床増加しました。

(上段：総数、下段：整備数)

区分	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	実績値		計画値		実績値		計画値		見込値		計画値	
	施設数	床数	施設数	床数	施設数	床数	施設数	床数	施設数	床数	施設数	床数
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	27	2,903	27	2,903	28	3,082	28	3,053	29	3,217	29	3,183
	1	90	1	90	1	179	1	150	1	135	1	130
介護老人保健施設	14	1,737	14	1,737	14	1,737	14	1,737	14	1,737	14	1,737
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	2	80	3	130	2	80	3	130	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	2	74	1	24	2	74	1	24	3	134	4	154
	1	50	0	0	0	0	0	0	1	60	3	130
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	35	632	36	650	36	650	37	668	36	650	37	668
	0	0	0	0	1	18	1	18	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	2	125	2	125	2	125	2	125	2	125	2	125
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：【施設数】あだちの介護保険（令和3年度、4年度）
高齢者施策推進室推計（令和5年度）

※特別養護老人ホームの整備数には、新規施設開設の他、ショートステイからの転換も含まれます。

※介護療養型医療施設は、令和6年3月末に廃止となります。

イ 施設定員の年次別推計

第9期計画期間中の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、令和2年度～11年度の特別養護老人ホーム整備方針に基づき、4か所の開設を見込んでいます。

令和6年度には、整備方針の見直しの検討を行い、人材確保の対策や多床室の確保、施設の建て替えなどの方針も盛り込む予定です。

今後も、公有地の活用も積極的に行いながら、中長期的な整備を進めていきます。

（上段：見込数、下段：整備数）

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度		第9期整備数	
	施設数	床数	施設数	床数	施設数	床数	施設数	床数
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	31	3,502	33	3,802	33	3,802	4	585
	2	285	2	300	0	0		
介護老人保健施設	14	1,737	14	1,737	14	1,737	0	0
	0	0	0	0	0	0		
介護医療院	3	134	3	134	3	134	0	0
	0	0	0	0	0	0		
認知症対応型共同生活 介護 （認知症高齢者 グループホーム）	36	650	36	650	38	704	2	54
	0	0	0	0	2	54		
特定施設入居者生活 介護 （介護専用型）	2	125	2	125	2	125	0	0
	0	0	0	0	0	0		

出典：高齢者施策推進室推計

(6) 給付額の現状と推計

ア 給付額の現状

給付総額（令和3年度 53,087百万円、令和4年度 54,174百万円、令和5年度 56,914百万円）は増加傾向にありますが、毎年計画値を下回っています。特に、要介護の居宅サービスは、通所介護・訪問介護・通所リハビリテーションなどで計画との乖離が大きくなっており、令和3年度に約10億円、令和4年に約30億円計画を下回っています。

(単位：千円)

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度見込	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
予防給付*	811,719	876,128	846,940	926,503	916,826	977,810
居宅サービス	796,597	850,429	835,060	899,738	895,853	949,867
地域密着型サービス	15,122	25,699	11,880	26,765	20,973	27,943
介護給付	52,275,717	54,925,504	53,326,864	57,869,086	55,997,239	61,369,431
居宅サービス	28,914,147	29,903,873	29,637,828	32,542,584	31,121,960	35,277,481
地域密着型サービス	5,809,187	6,204,080	5,842,787	6,577,613	6,135,368	6,845,675
施設サービス	17,552,382	18,187,551	17,846,249	18,748,889	18,739,911	19,246,275
合計	53,087,436	55,171,632	54,173,804	58,795,589	56,914,065	62,347,241

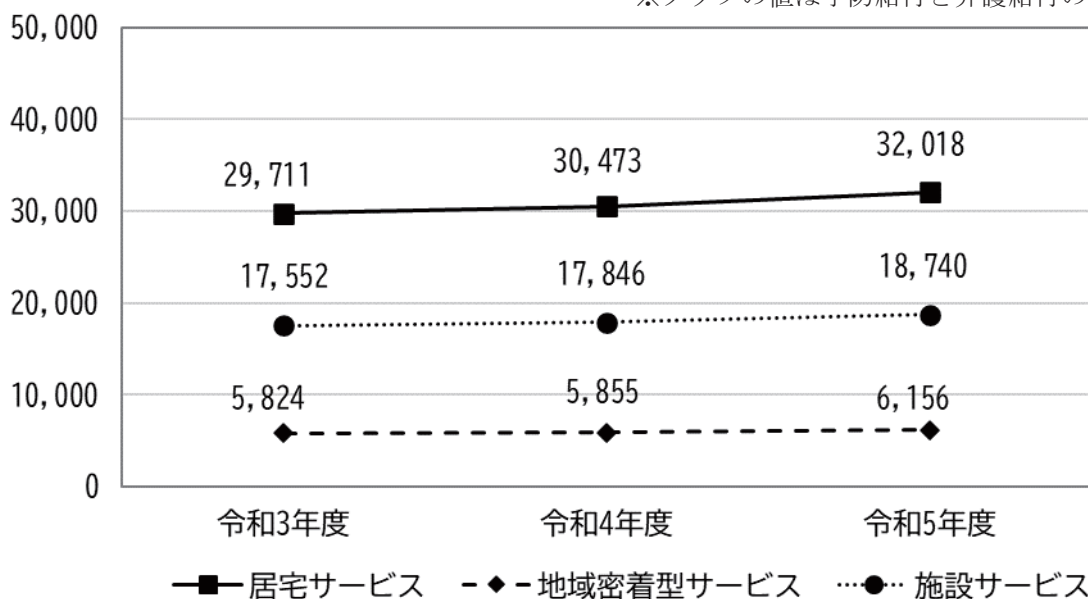
出典：介護保険事業状況報告（年報、月報）（令和3年度、令和4年度）
高齢者施策推進室推計（令和5年度）

※令和3年度の予防給付には、施設サービスの利用を一部含む。

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

(百万円)

※グラフの値は予防給付と介護給付の合計値



イ 給付額の推計

給付総額（令和6年度 60,601 百万円、令和7年度 62,953 百万円、令和8年度 65,068 百万円）は増加傾向を見込んでいます。

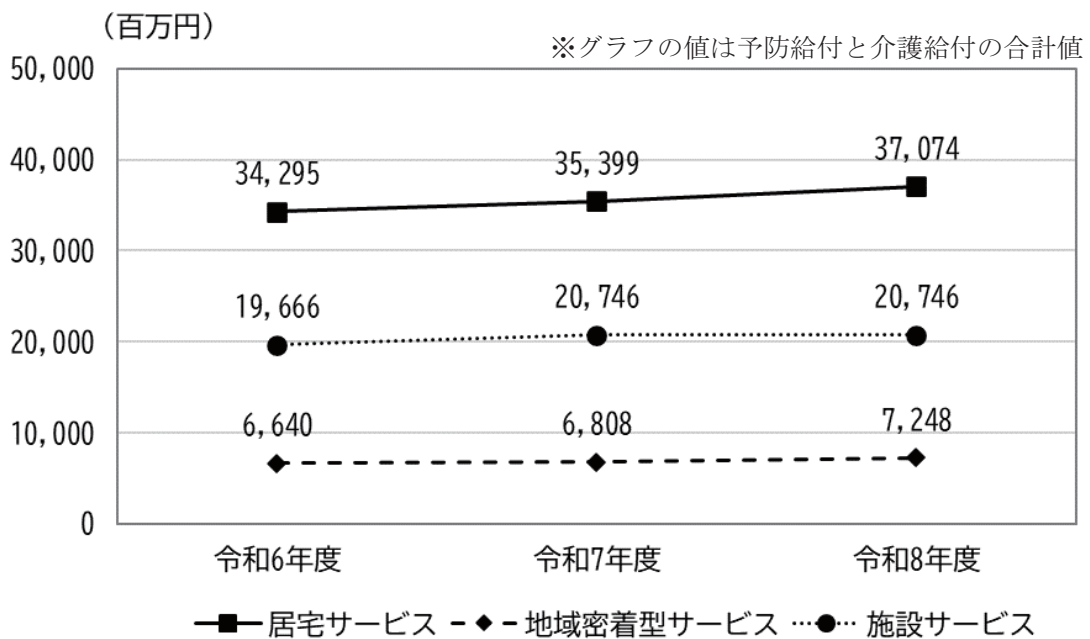
特に、要介護の居宅サービス（令和6年度 33,375 百万円、令和7年度 34,459 百万円、令和8年度 36,110 百万円）で増加を見込んでおり、在宅での介護を支援するサービスへの給付が増加すると想定しています。

（単位：千円）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
予防給付	942,243	962,661	986,218	1,175,237
居宅サービス	919,885	939,748	963,305	1,148,997
地域密着型サービス	22,358	22,913	22,913	26,240
介護給付	59,658,994	61,990,405	64,081,724	86,076,601
居宅サービス	33,375,233	34,459,183	36,110,360	47,740,395
地域密着型サービス	6,618,063	6,785,366	7,225,508	9,490,781
施設サービス	19,665,698	20,745,856	20,745,856	28,845,425
合計	60,601,237	62,953,066	65,067,942	87,251,838

出典：高齢者施策推進室推計

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。



第5章 第9期介護保険事業計画
【1 介護保険事業の現状と推計】

【介護予防サービス給付額の実績】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込
(1) 居宅介護予防サービス		796,597	835,060	895,853
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	261	483	520
	回数(回)	2.3	4.2	4.4
	人数(人)	1	2	2
介護予防訪問看護	給付費(千円)	142,701	145,825	162,656
	回数(回)	2,987.9	2,835.2	3,133.60
	人数(人)	379	398	434
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	19,516	18,015	21,576
	回数(回)	540.8	494.9	585.9
	人数(人)	55	50	54
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	49,448	56,206	59,563
	人数(人)	358	398	403
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	141,260	152,099	162,080
	人数(人)	321	343	357
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	3,844	4,147	3,684
	日数(日)	44.6	56.1	50.5
	人数(人)	8	8	7
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	64	0
	日数(日)	0	0.5	0
	人数(人)	0	1	0
介護予防短期入所療養介護(病院)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	128,750	136,702	145,996
	人数(人)	1,788	1,869	1934
特定介護予防福祉用具購入	給付費(千円)	11,971	11,710	16,303
	人数(人)	38	34	40
介護予防住宅改修	給付費(千円)	57,278	53,898	65,990
	人数(人)	50	47	51
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	96,527	102,716	97,301
	人数(人)	105	113	102
介護予防支援	給付費(千円)	145,040	153,196	160,184
	人数(人)	2,292	2,398	2,451
(2) 地域密着型介護予防サービス		15,122	11,880	20,973
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	883	1,094	1,037
	回数(回)	7.7	10.8	9.2
	人数(人)	2	3	2
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	14,239	9,048	7,342
	人数(人)	15	10	9
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	1,738	12,594
	人数(人)	0	1	4
合計	給付費(千円)	811,719	846,940	916,826

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

【介護予防サービス給付額の推計】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
(1) 居宅介護予防サービス		919,885	939,748	963,305	1,148,997
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	166,017	170,302	174,094	208,230
	回数(回)	3,246.8	3,326.4	3,400.8	4,069.2
	人数(人)	449	460	470	561
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	23,084	23,539	24,290	29,099
	回数(回)	636.3	648.0	668.7	801.0
	人数(人)	59	60	62	74
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	61,172	62,707	64,021	76,426
	人数(人)	420	430	439	524
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	165,836	169,923	174,092	207,961
	人数(人)	361	369	378	450
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	2,940	2,943	2,943	3,532
	日数(日)	30.5	30.5	30.5	36.6
	人数(人)	5	5	5	6
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	147,873	151,371	154,868	185,082
	人数(人)	1,960	2,006	2,052	2,450
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	18,283	18,283	19,097	22,339
	人数(人)	45	45	47	55
介護予防住宅改修	給付費(千円)	70,493	70,493	73,067	85,821
	人数(人)	55	55	57	67
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	99,726	101,782	104,435	124,934
	人数(人)	106	108	111	132
介護予防支援	給付費(千円)	164,461	168,405	172,398	205,573
	人数(人)	2,554	2,612	2,674	3,189
(2) 地域密着型介護予防サービス		22,358	22,913	22,913	26,240
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	1,051	1,579	1,579	0
	回数(回)	9.2	13.8	13.8	0.0
	人数(人)	2	3	3	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	8,535	8,546	8,546	10,255
	人数(人)	10	10	10	12
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	12,772	12,788	12,788	15,985
	人数(人)	4	4	4	5
合計	給付費(千円)	942,243	962,661	986,218	1,175,237

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

【介護給付サービス給付額の実績①】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込
(1) 居宅サービス		28,914,147	29,637,828	31,121,960
訪問介護	給付費(千円)	6,760,497	6,928,317	7,146,628
	回数(回)	167,628.2	170,420.9	175,866.6
	人数(人)	7,710	7,816	7,929
訪問入浴介護	給付費(千円)	483,288	474,977	480,875
	回数(回)	2,913	2,868	2,911
	人数(人)	621	619	593
訪問看護	給付費(千円)	1,993,461	2,193,568	2,425,916
	回数(回)	36,111.2	39,648.3	44,404.4
	人数(人)	3,619	4,036	4,458
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	239,493	255,880	269,052
	回数(回)	6,382.1	6,752.8	7,170.3
	人数(人)	515	548	587
居宅療養管理指導	給付費(千円)	1,034,504	1,109,162	1,209,798
	人数(人)	6,718	7,077	7,611
通所介護	給付費(千円)	5,859,209	6,010,554	6,365,241
	回数(回)	56,829	58,152	61,576
	人数(人)	5,828	6,061	6,441
通所リハビリテーション	給付費(千円)	1,595,734	1,549,348	1,621,080
	回数(回)	13,378.1	13,045.8	13,794.5
	人数(人)	1,781	1,762	1,818
短期入所生活介護	給付費(千円)	1,513,106	1,497,467	1,621,440
	日数(日)	12,684.1	12,476.3	13,440.3
	人数(人)	1,162	1,147	1,294
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	75,754	72,714	64,465
	日数(日)	505.7	475.3	424.5
	人数(人)	66	62	63
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	12,391	0	0
	日数(日)	87.9	0	0
	人数(人)	7	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	496	267	0
	日数(日)	3.3	1.7	0
	人数(人)	1	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	2,041,368	2,134,507	2,195,423
	人数(人)	11,227	11,619	12,029
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	53,179	63,623	67,667
	人数(人)	144	153	161
住宅改修費	給付費(千円)	105,454	99,163	114,986
	人数(人)	104	98	112
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	3,816,644	3,799,736	3,974,606
	人数(人)	1,516	1,493	1,539
居宅介護支援	給付費(千円)	3,329,570	3,448,545	3,564,784
	人数(人)	16,228	16,693	17,127

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

【介護給付サービス給付額の推計①】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
(1) 居宅サービス		33,375,233	34,459,183	36,110,360	47,740,395
訪問介護	給付費(千円)	7,746,433	7,966,473	8,254,791	11,098,240
	回数(回)	189,165.7	194,287.7	201,338.2	270,637.3
	人数(人)	8,371	8,677	9,114	11,886
訪問入浴介護	給付費(千円)	530,865	543,389	593,275	769,158
	回数(回)	3,189.4	3,260.5	3,559.8	4,615.5
	人数(人)	646	670	716	941
訪問看護	給付費(千円)	2,615,877	2,689,028	2,824,210	3,711,314
	回数(回)	47,450.2	48,735.6	51,161.7	67,170.6
	人数(人)	4,716	4,891	5,150	6,738
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	291,187	299,584	315,153	414,340
	回数(回)	7,702.7	7,914.6	8,327.0	10,949.6
	人数(人)	624	648	683	895
居宅療養管理指導	給付費(千円)	1,293,129	1,342,714	1,418,294	1,861,940
	人数(人)	8,075	8,374	8,845	11,611
通所介護	給付費(千円)	6,849,299	7,019,043	7,369,348	9,660,455
	回数(回)	65,480.6	67,175.4	70,448.3	91,839.4
	人数(人)	6,774	7,021	7,354	9,561
通所リハビリテーション	給付費(千円)	1,723,975	1,787,674	1,883,242	2,473,735
	回数(回)	14,538.0	15,043.9	15,798.2	20,668.5
	人数(人)	1,911	1,982	2,080	2,717
短期入所生活介護	給付費(千円)	1,734,304	1,801,076	1,913,532	2,539,317
	日数(日)	14,249.1	14,780.4	15,686.3	20,807.3
	人数(人)	1,371	1,422	1,506	1,990
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	65,911	69,364	74,689	97,507
	日数(日)	428.4	449.6	484.1	632.2
	人数(人)	63	66	71	93
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	2,310,649	2,396,521	2,530,493	3,325,838
	人数(人)	12,701	13,169	13,849	18,114
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	72,175	74,203	78,492	102,774
	人数(人)	173	178	188	246
住宅改修費	給付費(千円)	126,539	131,712	137,849	179,535
	人数(人)	124	129	135	176
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	4,229,050	4,408,932	4,590,958	6,123,520
	人数(人)	1,625	1,691	1,760	2,339
居宅介護支援	給付費(千円)	3,785,840	3,929,470	4,126,034	5,382,722
	人数(人)	18,044	18,701	19,605	25,501

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

第5章 第9期介護保険事業計画
【1 介護保険事業の現状と推計】

【介護給付サービス給付額の実績②】

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込
(2) 地域密着型サービス		5,809,187	5,842,787	6,135,368
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費(千円)	142,112	143,437	120,996
	人数(人)	56	59	50
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	16,091	15,130	13,655
	人数(人)	48	47	44
地域密着型通所介護	給付費(千円)	1,780,655	1,802,799	1,969,955
	回数(回)	19,318.0	19,456.8	20,815.0
	人数(人)	2,280	2,340	2,536
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	741,514	738,463	820,779
	回数(回)	4,989.9	5,018.0	5,313.6
	人数(人)	513	513	541
小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	707,476	687,494	705,284
	人数(人)	242	230	229
認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	2,025,262	2,025,764	2,085,939
	人数(人)	605	596	600
地域密着型 特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	396,077	429,700	418,762
	人数(人)	110	124	119
(3) 施設サービス		17,552,382	17,846,249	18,739,911
介護老人福祉施設	給付費(千円)	10,902,725	11,288,253	12,071,206
	人数(人)	3,200	3,290	3,420
介護老人保健施設	給付費(千円)	5,976,487	5,858,023	5,928,578
	人数(人)	1,605	1,572	1,531
介護医療院	給付費(千円)	264,883	426,845	495,272
	人数(人)	57	91	101
介護療養型医療施設	給付費(千円)	408,287	273,129	244,854
	人数(人)	93	60	50
合計	給付費(千円)	52,275,716	53,326,864	55,997,239

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

【介護給付サービス給付額の推計②】

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
(2) 地域密着型サービス		6,618,063	6,785,366	7,225,508	9,490,781
定期巡回・随時 対応型訪問介護看護	給付費(千円)	130,087	131,737	141,611	187,949
	人数(人)	53	54	57	76
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	15,505	15,755	16,831	22,499
	人数(人)	49	50	53	71
地域密着型通所介護	給付費(千円)	2,093,706	2,174,181	2,284,314	2,985,448
	回数(回)	21,859.2	22,661.4	23,728.8	30,849.8
	人数(人)	2,661	2,758	2,883	3,737
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	889,310	921,191	976,383	1,285,981
	回数(回)	5,693.9	5,891.4	6,234.0	8,208.6
	人数(人)	580	600	634	833
小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	764,697	793,087	839,423	1,115,542
	人数(人)	246	255	269	356
認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	2,268,999	2,271,870	2,462,380	3,223,866
	人数(人)	646	646	700	916
地域密着型 特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	455,759	477,545	504,566	669,496
	人数(人)	127	133	140	186
(3) 施設サービス		19,665,698	20,745,856	20,745,856	28,845,425
介護老人福祉施設	給付費(千円)	12,309,962	13,380,812	13,380,812	18,908,811
	人数(人)	3,502	3,802	3,802	5,362
介護老人保健施設	給付費(千円)	6,700,053	6,708,531	6,708,531	9,157,750
	人数(人)	1,737	1,737	1,737	2,363
介護医療院	給付費(千円)	655,683	656,513	656,513	778,864
	人数(人)	134	134	134	159
合計	給付費(千円)	59,658,994	61,990,405	64,081,724	86,076,601

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

(7) その他費用の現状と推計

ア その他費用の現状

その他費用は令和3年度から令和5年度にかけて大きな増加はみられません。

(単位：千円)

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
特定入所者介護 サービス費等給付額	1,635,799	2,014,686	1,512,036	1,968,712	1,547,659	2,054,603
高額介護 サービス費等給付額	1,315,815	1,705,742	1,247,092	1,770,093	1,310,635	1,847,313
高額医療合算介護 サービス費等給付額	201,202	256,396	212,923	269,037	211,046	280,774
算定対象審査支払 手数料	58,064	59,543	60,218	62,492	62,625	65,212

出典：あだちの介護保険（令和3年度、4年度）

高齢者施策推進室推計（令和5年度）

イ その他費用の推計

特定入所者介護サービス費等給付額をはじめとしたその他費用は、要支援・要介護認定者数の増加に伴い、令和6年度から令和8年度にかけて増加する見込みとなっています。

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
特定入所者介護サービス費等給付額	1,873,622	1,967,917	2,044,666	2,447,652
高額介護サービス費等給付額	1,536,320	1,613,908	1,676,839	2,545,158
高額医療合算介護サービス費等給付額	241,052	249,505	258,465	301,060
算定対象審査支払手数料	69,019	71,642	74,215	86,882

出典：高齢者施策推進室推計

(8) 地域支援事業等の現状と推計

ア 地域支援事業の現状

介護保険財政でまかなわれる事業には、介護保険給付の他に、地域支援事業があります。

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合でも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として実施する事業です。

地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」と言う。）の推移をみると、サービス利用者数は、通所型サービスで、令和3年度から令和4年度にかけて増加しています。

総合事業費では、通所型サービスで、令和3年度から令和4年度にかけて増加しています。

(単位：千円)

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
地域支援事業費	2,365,628	2,952,430	2,432,642	3,149,445	2,551,597	3,375,116
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,322,942	1,772,192	1,368,904	1,960,607	1,406,553	2,175,588
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)・ 任意事業費	937,065	1,069,193	930,409	1,076,984	994,732	1,086,669
包括的支援事業 (社会保障充実)	105,621	111,045	133,329	111,854	150,312	112,860

出典：高齢者施策推進室推計（令和5年度）

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

【総合事業の現状】

(単位：千円、人)

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
訪問型 サービス	事業費	357,974	484,039	344,917	555,849	357,765	627,439
	利用者数	1,761	2,498	1,688	2,868	1,755	3,233
通所型 サービス	事業費	634,419	845,962	686,229	944,868	711,823	1,070,773
	利用者数	2,394	3,264	2,547	3,646	2,644	4,131

出典：あだちの介護保険（令和3年度、4年度）

高齢者施策推進室推計（令和5年度）

イ 地域支援事業費の推計

地域支援事業費は、令和6年度の2,661,051千円が令和8年度には2,811,738千円に増加すると推測されます。

このうち、介護予防・日常生活支援総合事業費は、令和6年度の1,463,372千円が令和8年度には1,594,946千円に増加すると推測されます。

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
地域支援事業費	2,661,051	2,742,313	2,811,738	3,350,975
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,463,372	1,535,078	1,594,946	1,805,884
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)・ 任意事業費	1,046,467	1,055,123	1,063,780	1,379,479
包括的支援事業 (社会保障充実)	151,212	152,112	153,012	165,612

出典：高齢者施策推進室推計

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

【総合事業の推移】

(単位：千円、人)

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問型サービス	事業費	376,245	394,680	410,073	407,469
	利用者数	1,841	1,932	2,007	1,999
通所型サービス	事業費	748,557	785,237	815,861	810,716
	利用者数	2,778	2,915	3,028	3,011

出典：高齢者施策推進室推計

(9) 介護保険料算定基礎額（標準給付費及び地域支援事業費）

ア 第8期介護保険料算定基礎額

標準給付費とは、介護保険給付費（調整後）、特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等、審査支払手数料を合計したものです。

地域支援事業費とは、介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業・任意事業費を合計したものです。

この標準給付費の見込みと地域支援事業費の見込みを合算したものが、介護保険料算定基礎額です。

(単位：千円)

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
標準給付費①	56,298,316	59,207,999	57,206,073	62,865,923	60,046,030	66,595,143
介護保険給付費	53,087,436	55,171,632	54,173,804	58,795,589	56,914,065	62,347,241
特定入所者介護サービス費等 給付額	1,635,799	2,014,686	1,512,036	1,968,712	1,547,659	2,054,603
高額介護サービス費等 給付額	1,315,815	1,705,742	1,247,092	1,770,093	1,310,635	1,847,313
高額医療合算介護サービス費等 給付額	201,202	256,396	212,923	269,037	211,046	280,774
算定対象審査支払手数料	58,064	59,543	60,218	62,492	62,625	65,212
地域支援事業費②	2,365,628	2,952,430	2,432,642	3,149,445	2,551,597	3,375,116
介護予防・日常生活支援総合 事業費	1,322,942	1,772,192	1,368,904	1,960,607	1,406,553	2,175,588
包括的支援事業 (地域包括支援センターの 運営)・ 任意事業費	937,065	1,069,193	930,409	1,076,984	994,732	1,086,669
包括的支援事業 (社会保障充実)	105,621	111,045	133,329	111,854	150,312	112,860
合計 ①+②	58,663,944	62,160,429	59,638,715	66,015,368	62,597,627	69,970,260
第8期合計	実績値：180,900,286 計画値：198,146,056					

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

イ 第9期介護保険料算定基礎額（標準給付費及び地域支援事業費の推計）

令和6年度から令和8年度までの3年間について、標準給付費は約2,003億円、地域支援事業費は約82億円、介護保険料算定基礎額は約2,085億円を見込んでいます。

（単位：千円）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
標準給付費①	64,321,251	66,856,039	69,122,126	92,632,590
介護保険給付費	60,601,237	62,953,066	65,067,942	87,251,838
特定入所者介護 サービス費等給付額	1,873,622	1,967,917	2,044,666	2,447,652
高額介護 サービス費等給付額	1,536,320	1,613,908	1,676,839	2,545,158
高額医療合算介護 サービス費等給付額	241,052	249,505	258,465	301,060
算定対象審査 支払手数料	69,019	71,642	74,215	86,882
地域支援事業費②	2,661,051	2,742,313	2,811,738	3,350,975
介護予防・日常生活 支援総合事業費	1,463,372	1,535,078	1,594,946	1,805,884
包括的支援事業 (地域包括支援センター の運営)・任意事業費	1,046,467	1,055,123	1,063,780	1,379,479
包括的支援事業 (社会保障充実)	151,212	152,112	153,012	165,612
介護保険料算定基礎額 ① + ②	66,982,302	69,598,352	71,933,864	95,983,565
介護保険料算定基礎額 第9期合計	208,514,518			95,983,565

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

2 介護給付費の適正化

介護保険制度が持続可能な形で適正に運用されていくためには、介護が必要となった高齢者が適正に要介護（要支援）認定を受けること、そして、利用者が真に必要とするサービスを、事業者がルールに従って適正に提供することが必要です。区は、令和6年度から令和8年度までの介護給付適正化事業として、3つの施策に取り組んでいきます。

（1）要介護認定の適正化

要介護認定者数の増加を見据えて、適正・公正・迅速に要介護認定を実施します。

（取組内容）

- ① 基準に基づいた要介護認定となるよう、調査項目の選択状況について、認定調査員間の平準化、及び審査判定結果について、認定審査会合議体間の平準化を図ります。
- ② 認定調査員及び認定審査会委員への研修、一次判定から二次判定の変更率の分析を実施します。
- ③ 要介護認定の申請から判定までを迅速に行う体制を整え、要介護認定を遅滞なく実施します。

（2）ケアプラン等の点検

介護を必要とする高齢者等の自立支援に資するケアマネジメントを達成するため、ケアマネジャーが作成したケアプランを点検します。点検では、利用者の心身の状況に応じた適切なケアプランが作成されているかを確認し、助言・指導を行います。

また、利用者の身体の状態に応じた必要かつ適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう点検を行います。居宅介護住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、利用者の状態確認又は工事見積書の点検を行ったり、竣工後に訪問調査等により施工状況の点検を行います。福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検します。

（取組内容）

- ① 居宅介護支援事業所の実施指導時に、ケアプランを確認し、自立支援に資するケアマネジメントの考え方を共有し、ケアマネジャーを支援します。
- ② 頻度が高い生活援助中心型サービスについては、地域ケア会議等を活用して、多職種の視点から届出のあったケアプランについて点検をします。
- ③ 居宅介護住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、利用者の状態確認、工事見積書の点検を行い、竣工後に訪問調査等により施工状況の点検を行います。
- ④ 身体状態等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、手引きやQ&Aを通じて事業者への普及啓発を図ります。

(3) 医療情報との突合・縦覧点検

適正かつ正確な報酬請求がなされているかを確認するため、帳票類の点検を行います。

(取組内容)

- ① 後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。
- ② 受給者ごとに複数月にまたがる支払情報(請求明細書の内容)を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。

3 介護保険制度の主な改正点

(1) 所得再分配機能の強化

高所得者の標準乗率を引き上げるとともに、低所得者の標準乗率を引き下げることで、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇抑制を図ることとなりました。

また、所得調整機能を強化するため、標準段階を9段階から13段階に多段階化することとなりました。

(2) 介護給付費財政調整交付金の見直し

介護給付費財政調整交付金の所得段階及び所得段階別加入割合補正係数について、国は見直しを行い、保険者ごとの所得分布状況に係る調整機能を強化しました。

(3) 令和6年度介護報酬改定

令和6年度介護報酬改定率はプラス1.59%となりました。

(4) 多床室の室料負担の見直し

一部の施設（介護老人保健施設においては「その他型」及び「療養型」、介護医療院においては「Ⅱ型」）については、新たに室料負担（月額8千円相当）を導入することとなりました。

4 区独自施策

(1) 足立区介護保険サービス利用料軽減事業

令和6年度から、生計困難者に対する利用者負担額軽減制度(2.5%軽減)事業に、区の独自上乗せ分として4.5%を助成し、介護保険サービス利用者の更なる負担軽減を図ります。

(2) 介護保険料における所得段階の多段階化

低所得者層の保険料負担を軽減するため、所得段階の多段階化(現行の17段階から19段階への変更)を実施します。

5 介護保険料の算出

- ① 期間中に、準備基金を取り崩し、介護保険料基準額の上昇抑制を図ります
- ② 所得別段階のさらなる多段階化を実施します

第8期保険料基準額 6,760円 ⇒ 第9期保険料基準額 6,750円

(1) 高齢者数（第1号被保険者数及び第2号被保険者数）の推計



高齢者数（第1号被保険者数）
令和6年度 171,566人 令和7年度 173,145人 令和8年度 174,968人

(2) 要支援・介護認定者数を推計



要支援・介護認定者数
令和6年度 40,517人 令和7年度 41,938人 令和8年度 43,445人

(3) 介護保険給付に必要な費用の合計（総事業費）を推計
標準給付費見込額＝総給付費＋その他費用
総事業費＝標準給付費見込額＋地域支援事業費



総事業費
令和6年度 670億円 令和7年度 696億円 令和8年度 719億円
第9期3か年合計 2,085億円

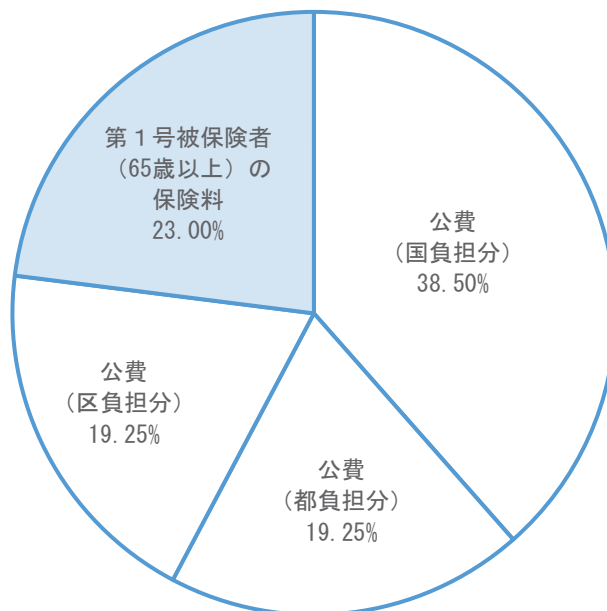
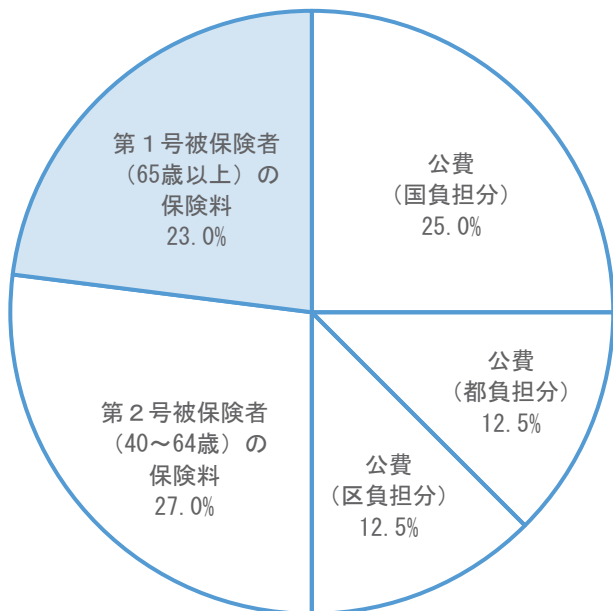
(4) 3年間の総事業費の合計の第1号被保険者負担分（23%）から、準備基金取崩額を引いた費用に対して、保険料収納率を勘案して、弾力化した第1号被保険者（3年間）の合計人数で除算し、介護保険料基準額を算出

$$\text{介護保険料基準額} = \left[\left(\begin{array}{c} \text{3年間の} \\ \text{総事業費} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{第1号} \\ \text{被保険者} \\ \text{負担分}(\%) \end{array} \right) - \begin{array}{c} \text{準備基金} \\ \text{取崩額} \end{array} \right] \div \begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{収納率} \\ (\%) \end{array} \div \begin{array}{c} \text{弾力化第1号} \\ \text{被保険者数} \\ \text{延人数(3年)} \end{array}$$

(1) 保険給付費の財源構成 (全国標準)

- ・介護給付 (居宅サービス)
- ・介護予防給付
- ・介護予防・日常生活支援総合事業

- ・包括的支援事業
- ・任意事業



(2) 第8期・第9期介護保険料の増減要因等の比較

NO	項目	第8期 (参考)	第9期
1	3年間の総事業費 (計画値)	1,982 億円	2,085 億円
2	介護保険給付準備基金の投入額	40 億円	30 億円
3	介護報酬改定率	0.7%	1.59%
4	調整交付金	17 億円	30 億円
5	介護保険料所得段階・料率	17段階・4.5倍	19段階・6.5倍
6	介護保険料収納率	97.5%	98.0%

【5 介護保険料の算出】

【第8期所得段階別介護保険料及び保険料率】

所得段階	対象となる方	保険料率	人数の構成比
第17段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が2,500万円以上	4.50	0.3%
第16段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満	4.00	0.1%
第15段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	3.50	0.2%
第14段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満	3.00	0.2%
第13段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が900万円以上1,200万円未満	2.50	0.4%
第12段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が700万円以上900万円未満	2.00	0.5%
第11段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が500万円以上700万円未満	1.80	1.2%
第10段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.60	2.0%
第9段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.45	3.0%
第8段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.40	6.9%
第7段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.21	11.8%
第6段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満	1.08	12.1%
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税（世帯に住民税課税者がいる場合）で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超	1.00	9.3%
第4段階	本人が住民税非課税（世帯に住民税課税者がいる場合）で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.87	12.1%
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超	0.70	7.9%
第3段階 特例軽減B	収入・預貯金等で判定	0.50	
第3段階 特例軽減C	収入・預貯金等で判定	0.30	
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超から120万円以下	0.50	8.1%
第2段階 特例軽減B	収入・預貯金等で判定	0.30	
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下 生活保護受給者又は、老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.30	23.9%

※ 人数の構成比は、令和2年4月時点

【第9期所得段階別介護保険料及び保険料率】

所得段階	対象となる方	保険料率	人数の構成比
第19段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が3,000万円以上	6.500	0.4%
第18段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が2,500万円以上3,000万円未満	5.800	0.1%
第17段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満	5.100	0.2%
第16段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	4.400	0.3%
第15段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満	3.700	0.3%
第14段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が900万円以上1,200万円未満	3.000	0.6%
第13段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が720万円以上900万円未満	2.400	0.6%
第12段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.200	0.5%
第11段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.100	0.8%
第10段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.900	1.4%
第9段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.700	3.0%
第8段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.500	6.9%
第7段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.300	12.9%
第6段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満	1.140	10.6%
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税（世帯に住民税課税者がいる場合）で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超	1.000	9.4%
第4段階	本人が住民税非課税（世帯に住民税課税者がいる場合）で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.870	10.4%
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超	0.685	8.5%
第3段階 特例軽減B	収入・預貯金等で判定	0.485	
第3段階 特例軽減C	収入・預貯金等で判定	0.285	
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超から120万円以下	0.485	9.1%
第2段階 特例軽減B	収入・預貯金等で判定	0.285	
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下 生活保護受給者又は、老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.285	24.0%

※ 人数の構成比は、令和5年11月時点

6 自立支援・重度化防止等に関する取組

(1) 取組と目標

介護保険の基本理念である高齢者の自立支援・重度化防止に向けて、自立した日常生活を送ることができるよう支援することや、要介護状態等になることの予防(介護予防)、要介護状態等の軽減・悪化の防止(重度化防止)等に関し、区では次の事業を実施します。

また、医療と介護の連携を強化し、認知症をはじめとした様々な生活課題を抱えている高齢者や家族が、適切に医療や介護を受けられる体制を推進します。

① 地域包括支援センターの機能充実

No	事業名	指標名	見込み	目標値				掲載
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
1	出張相談窓口 (地域包括支援センター)	開催回数	25回	25回	25回	25回	P. 63, 64 I (2)20	
2	家族介護者教室 (地域包括支援センター)	開催回数	75回	75回	75回	75回	P. 63, 64 I (2)21	
		参加者数	1,100人	1,100人	1,100人	1,100人		
3	自立支援・重度化防止に向けたマネジメント機能の強化	自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議開催回数	5回	5回	5回	25回	P. 63, 64 I (2)23	
		参加者数	250人	250人	250人	375人		
4	絆のあんしんネットワーク	「絆のあんしん協力員」登録者数	1,200人	1,250人	1,300人	1,350人	P. 67, 68 I (3)5	
5	もの忘れ相談事業 (地域包括支援センター)	相談件数	240件	250件	260件	270件	P. 73, 74 I (4)9	
6	地域ケア会議 (地域包括支援センター)	開催回数	35回	38回	39回	40回	P. 81, 82 III (1)5	
7	訪問等による高齢者の実態把握 (地域包括支援センター)	実態把握者数	25,000人	25,000人	25,000人	25,000人	P. 89, 90 III (3)3	
8	地域包括支援センターの評価 (25か所)	評価実施箇所	25か所	25か所	25か所	25か所	P. 89, 90 III (3)4	

② 在宅医療・介護の連携

No	事業名	指標名	見込み	目標値				掲載
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
1	地域ケアネットワーク事業 (地域包括支援センター)	開催回数	50回	50回	50回	50回	P. 81, 82 Ⅲ(1)1	
		参加者数	800人	800人	800人	800人		
2	在宅医療・介護連携に関する相談支援	相談件数	240件	260件	280件	300件	P. 81, 82 Ⅲ(1)4	
3	多職種連携研修	開催回数	6回	6回	6回	6回	P. 81, 82 Ⅲ(1)8	
		参加者数	350人	370人	400人	430人		
4	スキルアップ研修	開催回数	1回	2回	2回	3回	P. 85, 86 Ⅲ(2)8	
		参加者数	150人	300人	300人	450人		

在宅医療・介護の連携においては、「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」の各場面で、目指すべき姿に向けた取り組みを行います。

場面	目指すべき姿
日常の療養支援	医療・介護関係者の多職種協働・かかりつけ（医・歯科・薬局）によって患者・利用者・家族の日常の療養生活を切れ目なく支援することで、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた場所で生活できるようにする。
入退院支援	入退院の際に、医療機関、介護事業所等が協働・情報共有を行うことで、一体的でスムーズな医療・介護サービスが提供され、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、希望する場所で望む日常生活が過ごせるようにする。
急変時の対応	医療・介護・消防（救急）が円滑に連携することによって、在宅で療養生活を送る医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の急変時にも、本人の意思も尊重された対応を踏まえた適切な対応が行われるようにする。
看取り	地域の住民が、在宅での看取り等について十分に認識・理解した上で、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、人生の最終段階における望む場所での看取りを行えるように、医療・看護関係者が、対象者本人（意思が示せない場合は、家族）と人生の最終段階における意思を共有し、それを実現できるように支援する。

③ 認知症高齢者の支援

No	事業名	指標名	見込み	目標値				掲載
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
1	見守りキーホルダーの配付	見守りキーホルダー配付件数 (新規配付件数)	1,400件	1,600件	1,620件	1,640件	P. 59, 60 I (2) 8	
2	徘徊高齢者位置検索システム 費用助成事業	加入件数	2件	2件	2件	10件	P. 61, 62 I (2) 11	
3	認知症サポーター養成講座 (地域包括支援センター)	新規養成者数	2,500人	3,000人	3,250人	3,500人	P. 71, 72 I (4) 2	
4	声かけ訓練 (地域包括支援センター)	実施回数	15回	25回	25回	25回	P. 71, 72 I (4) 3	
5	認知症訪問支援事業 (地域包括支援センター)	認知症自記式チェックリストの結果、認知症の疑いがあった人の中で訪問をした割合	77%	80%	83%	86%	P. 71, 72 I (4) 5	
6	認知症初期集中支援推進事業 (地域包括支援センター)	認知症初期集中支援チームが相談を受け、医療・介護サービスに繋がりを、問題が解決された割合	80%	80%	80%	80%	P. 71, 72 I (4) 6	
7	認知症普及啓発事業	認知症啓発用リーフレット等の配布部数	15,000部	15,000部	16,000部	17,000部	P. 71, 72 I (4) 7	
8	若年性認知症の本人・家族への支援	実施回数	6回	6回	6回	6回	P. 71, 72 I (4) 8	
9	もの忘れ相談事業 (地域包括支援センター)	相談件数	240件	250件	260件	270件	P. 73, 74 I (4) 9	
10	認知症カフェ (地域包括支援センター)	実施回数	300回	300回	300回	300回	P. 73, 74 I (4) 10	
		参加者数	3,000人	3,200人	3,400人	3,600人		

④ 介護予防の推進

No	事業名	指標名	見込み	目標値				掲載
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
1	悠々会館の各種健康講座	講座実施回数	44件	132件	144件	156件	P. 51, 52	
		参加者延べ人数	1,320人	3,960人	4,320人	4,680人	I (1) 4	
2	パークで筋トレ	パークで筋トレ実施回数	795回	819回	828回	828回	P. 51, 52	
		参加人数	27,000人	27,846人	28,152人	28,566人	I (1) 5	
3	ウォーキング教室	ウォーキング教室実施回数	41回	40回	42回	44回	P. 51, 52	
		参加人数	500人	750人	760人	770人	I (1) 6	
4	はつらつ教室(通所型)	はつらつ教室(通所型)新規参加人数(実人数)	300人	350人	360人	370人	P. 53, 54 I (1) 13	
5	はじめてのフレイル予防教室	はじめてのフレイル予防教室参加者数(実人数) ※要介護になる恐れのある方	700人	700人	700人	700人	P. 53, 54 I (1) 16	
6	元気応援ポイント事業(高齢者ボランティア)	登録者数	2,750人	2,800人	2,850人	2,900人	P. 53, 54	
		事業数	1,360事業	1,370事業	1,380事業	1,390事業	I (1) 18	
7	保健師による本人及び家族支援のための地域コーディネート	地区担当保健師による家庭訪問数、面接・電話相談数、関係機関連絡数の合計	1,000件	1,000件	1,000件	1,000件	P. 57, 58 I (1) 30	
8	高齢者入浴事業(ゆ〜ゆ〜湯入浴事業)	延べ利用者数	300,000人	301,000人	302,000人	303,000人	P. 59, 60 I (2) 7	
9	みんなで元気アップ教室	自主グループ数	200 グループ	225 グループ	250 グループ	275 グループ	P. 61, 62	
		グループ参加者数	600人	675人	750人	825人	I (2) 17	
10	住区センターにおける自主的な介護予防講座	住区センターにおける自主的な介護予防講座	1,000人	1,200人	1,220人	1,240人	P. 61, 62 I (2) 18	
11	地域ミニデイサービス(ふれあい遊湯)事業	開催回数	280回	280回	280回	280回	P. 61, 62	
		参加人数	1,600人	1,600人	1,600人	1,600人	I (2) 19	

⑤ 介護人材の確保・資質の向上

No	事業名	指標名	見込み	目標値				掲載
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
1	生活支援サポーター 養成事業	実施回数	4回	4回	4回	4回	P. 85, 86	
		養成者数	40人	60人	70人	80人	Ⅲ(2)2	
2	介護のしごと 相談・面接会	来場者数	127人	150人	150人	200人	P. 85, 86	
		就労者数	20人	30人	30人	40人	Ⅲ(2)4	
3	ヘルパーフォロー アップ研修会	研修実施回数	26回	26回	26回	26回	P. 85, 86	
		受講者数	400人	410人	420人	430人	Ⅲ(2)6	
4	施設職員向け 研修事業	研修実施回数	4回	4回	4回	4回	P. 85, 86	
		受講者数	75人	80人	85人	90人	Ⅲ(2)7	
5	介護支援専門員 研修	実施回数	4回	4回	4回	4回	P. 85, 86	
		受講者数	761人	800人	800人	800人	Ⅲ(2)10	
6	認知症介護実践者 研修	実施回数	2回	2回	2回	2回	P. 87, 88	
		受講者数	34人	40人	40人	40人	Ⅲ(2)11	
7	認知症介護実践 者等フォローアップ 研修	実施回数	1回	1回	1回	1回	P. 87, 88	
		受講者数	20人	20人	20人	20人	Ⅲ(2)12	
8	介護従事者永年 勤続褒賞事業	受賞者数	590人	679人	679人	679人	P. 87, 88 Ⅲ(2)13	

⑥ 業務の効率化

今後の国等の動向やデジタルツール等の開発に注視しつつ、介護事業者に情報を周知し、必要な支援をしていきます。

⑦ サービスの質の確保・向上

No	事業名	指標名	見込み	目標値				掲載
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
1	福祉サービス 第三者評価受審 支援事業	区内介護サービス 事業所の受審数	270件	280件	290件	300件	P. 83, 84 Ⅲ(1)11	
2	福祉サービス 苦情等解決 委員会の運営	委員会開催回数	6回	6回	6回	6回	P. 93, 94 Ⅲ(4)3	
		検討事案件数	15件	15件	15件	15件		

(2) リハビリテーション提供体制

リハビリテーションについては、要支援・要介護者が必要に応じたリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期のリハビリテーションまで、切れ目のないサービス提供体制の確立が必要です。

生活期のリハビリテーションとしては、単に身体機能の改善だけでなく、高齢者が有する能力を最大限に発揮できるよう、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけていくこと、また、これによって日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とすることを目指していきます。

ア リハビリテーション指標を用いた現状分析

(数値は厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムより)

① 利用率 (%)

令和4年度

種別	要介護度	足立区	東京都	全国
訪問リハビリテーション	要支援1	0.04	0.07	0.11
	要支援2	0.09	0.17	0.26
	要介護1	0.18	0.29	0.37
	要介護2	0.47	0.39	0.46
	要介護3	0.34	0.30	0.32
	要介護4	0.29	0.26	0.28
	要介護5	0.22	0.20	0.20
	合計	1.63	1.67	2.01
通所リハビリテーション	要支援1	0.36	0.46	1.05
	要支援2	0.57	0.59	1.47
	要介護1	0.81	1.11	2.15
	要介護2	1.73	1.15	1.92
	要介護3	1.16	0.71	1.04
	要介護4	0.73	0.50	0.62
	要介護5	0.36	0.20	0.25
	合計	5.72	4.72	8.50
介護老人保健施設	要介護1	0.24	0.35	0.63
	要介護2	0.63	0.55	0.95
	要介護3	1.11	0.85	1.23
	要介護4	1.47	1.03	1.42
	要介護5	0.83	0.55	0.83
	合計	4.28	3.34	5.05
介護医療院	要介護1	0.00	0.00	0.01
	要介護2	0.00	0.01	0.02
	要介護3	0.01	0.02	0.06
	要介護4	0.05	0.11	0.24
	要介護5	0.20	0.19	0.28
	合計	0.25	0.33	0.61

要介護度別にみると、足立区は全国・東京都と比べ、高い要介護度で利用率が高く、低い要介護度で利用率が低い傾向がみられます。

②サービス事業所数 [認定者1万対]

令和4年度

種別	足立区	東京都	全国
訪問リハビリテーション	8.15	6.46	8.54
通所リハビリテーション	9.78	6.45	12.2
介護老人保健施設	3.53	3.09	5.56
介護医療院	0.27	0.08	0.17

認定者1万対のサービス事業所数では、足立区は全国・東京都と比べ、介護医療院が多く、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護老人保健施設の事業所は、全国と比べて少なく、東京都と比べて多くなっています。

イ 取組と目標

第9期介護保険事業計画におけるリハビリテーション提供体制の強化のためには、関係者間の連携や介護人材の確保・資質の向上などの取組が重要です。そのため、自立支援・重度化防止等に関する取組（P.131～P.136）などの目標達成に向け注力していきます。

資料編

1 年度別給付費等

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 21 年度
居宅（介護予防）サービス	6,259,835	13,390,718	15,854,026	19,004,552
訪問介護	2,234,240	5,072,475	5,445,633	5,245,056
訪問入浴	319,521	456,014	476,244	497,761
訪問看護	555,090	641,980	653,117	577,879
訪問リハビリテーション	26,814	22,661	28,486	150,846
通所介護	868,624	1,995,267	2,612,919	3,914,424
通所リハビリテーション	788,307	1,212,480	1,273,556	1,523,003
福祉用具貸与	235,011	720,637	930,645	1,078,012
短期入所生活介護	154,107	374,910	538,882	958,344
短期入所療養介護（老健）	—	249,851	197,772	206,975
短期入所療養介護（療養）	104,187	40,018	60,711	40,197
居宅療養管理指導	174,973	370,122	398,877	458,645
特定施設入居者生活介護	189,392	926,687	1,452,444	2,221,127
居宅介護支援	491,590	1,094,310	1,586,964	1,900,056
福祉用具購入（償還払）	31,280	57,104	59,181	74,227
住宅改修（償還払）	78,401	156,202	138,595	157,995
その他	8,298	0	0	5
地域密着型（介護予防）サービス	28,252	447,482	1,613,626	2,043,600
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	—	—
夜間対応型訪問介護	—	—	0	16,892
認知症対応型通所介護	—	—	347,268	600,743
小規模多機能型居宅介護	—	—	0	177,685
認知症対応型共同生活介護	28,252	447,482	1,266,358	1,247,874
地域密着型通所介護	—	—	—	—
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	0	406
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設	—	—	—	—
介護保険施設サービス	5,856,587	8,701,817	8,675,399	9,734,046
特別養護老人ホーム	2,778,853	3,867,443	4,450,176	5,154,019
老人保健施設	1,554,675	2,105,327	2,621,635	3,206,014
療養型医療施設	667,193	1,436,427	1,603,588	1,374,013
介護医療院	—	—	—	—
食事費用	855,866	1,292,620	—	—
高額介護サービス費（公費）	28,052	74,357	124,761	170,598
高額介護サービス費（区支払分）	31,446	132,315	382,297	459,611
高額医療合算介護サービス費	—	—	—	34,221
特定入所者介護サービス費	—	—	856,816	1,014,011
審査支払手数料	21,678	50,828	50,591	55,908
その他	0	381	455	△49
計（標準給付費）	12,225,850	22,797,898	27,557,971	32,516,498
地域支援事業	—	—	468,788	881,611
総計	12,225,850	22,797,898	28,026,304	33,398,109

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

(単位：千円)

区 分	平成 24 年度	平成 27 年度	平成 30 年度	令和 3 年度
居宅（介護予防）サービス	23,719,461	26,616,901	26,758,842	29,341,565
訪問介護	6,264,209	6,597,171	6,258,701	6,670,122
訪問入浴	522,645	481,945	449,065	477,113
訪問看護	709,502	934,754	1,429,989	2,109,554
訪問リハビリテーション	255,596	271,369	251,420	255,814
通所介護	5,616,783	6,843,166	5,406,270	5,780,887
通所リハビリテーション	1,791,987	1,983,708	1,973,193	1,715,681
福祉用具貸与	1,343,447	1,581,791	1,813,611	2,142,861
短期入所生活介護	1,140,657	1,357,098	1,676,067	1,496,642
短期入所療養介護（老健）	165,385	181,571	133,892	74,744
短期入所療養介護（療養）	34,528	23,946	27,903	12,226
居宅療養管理指導	605,148	716,398	873,374	1,070,125
特定施設入居者生活介護	2,574,003	2,565,913	3,262,491	3,861,858
居宅介護支援	2,442,794	2,817,500	2,978,127	3,430,237
福祉用具購入（償還払）	75,228	73,083	62,842	68,439
住宅改修（償還払）	177,549	187,488	161,897	175,262
その他	0	0	0	0
地域密着型（介護予防）サービス	2,948,062	3,557,854	5,492,781	5,824,269
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	22,188	110,920	107,983	142,071
夜間対応型訪問介護	17,686	20,203	22,764	16,091
認知症対応型通所介護	791,035	783,193	862,227	742,394
小規模多機能型居宅介護	360,855	618,819	586,974	721,689
認知症対応型共同生活介護	1,733,278	1,851,734	1,907,767	2,025,258
地域密着型通所介護	—	—	1,743,787	1,780,690
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	23,020	168,589	260,941	396,076
地域密着型介護老人福祉施設	0	4,396	338	0
介護保険施設サービス	10,792,833	13,472,621	15,557,308	17,551,941
特別養護老人ホーム	6,052,055	8,084,584	9,435,251	10,902,295
老人保健施設	3,567,706	4,394,356	5,437,492	5,976,160
療養型医療施設	1,173,072	993,681	663,362	408,612
介護医療院	—	—	21,203	264,874
食事費用	—	—	—	—
高額介護サービス費（公費）	227,363	282,594	317,418	385,107
高額介護サービス費（区支払分）	604,574	790,394	1,066,495	1,315,815
高額医療合算介護サービス費	104,885	140,079	171,612	201,202
特定入所者介護サービス費	1,228,764	1,612,894	1,626,438	1,635,799
審査支払手数料	54,103	49,597	51,508	58,064
その他	0	0	0	0
計（標準給付費）	39,680,045	46,522,934	51,042,402	56,313,762
地域支援事業	1,029,850	1,008,657	2,321,607	2,365,628
総計	40,709,895	47,531,591	53,364,009	58,679,390

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

2 足立区高齢社会対策基本条例

平成 12 年 3 月 31 日条例第 36 号

足立区高齢社会対策基本条例を公布する。

足立区高齢社会対策基本条例

高齢社会の進展や核家族化の進行に伴い、独り暮らしや高齢者のみの世帯の増加が見込まれている。

こうした状況のもとでは、高齢者が生活の基礎となる健康に留意し、できる限り元気であり続けること、また、介護が必要な状態となっても尊厳を保ち自立した生活が送れるよう、様々な支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる仕組み作りが求められている。あわせて、高齢者を、社会的弱者としてではなく、高齢社会を支える一員として捉えることにより、高齢者の就業や様々な社会参加の条件整備、及びその潜在能力を社会に生かす仕組み作りを進める必要がある。さらに、高齢者を含め全ての世代がもてる力を出しあい、ともに支え合う地域社会の形成が必要である。

ここに、足立区における高齢社会対策の基本理念を明らかにして、その方向を示し、区と区民が協働・協創により高齢社会対策を総合的に推進していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、足立区民 1 人 1 人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくために、高齢化の進展に適切に対処するための施策（以下「高齢社会対策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに区及び事業者の責務等の方向を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって足立区の区民生活の安定向上及び経済社会の健全な発展を図ることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる地域社会が構築されることを基本理念として行われなければならない。

- (1) 区民が生涯にわたって就業その他の多様な社会活動に参加する機会が確保される公正で活力ある地域社会
- (2) 区民が生涯にわたって地域社会を構成する重要な一員として尊重され、自立と連帯の精神に立脚して形成される地域社会
- (3) 区民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる「健康寿命」を延伸させる地域社会
- (4) 区民が住み慣れた地域で安心して暮らし、必要に応じた適切な医療及び介護サービスが提供される地域社会
- (5) 高齢社会対策の推進が、持続的に成長する内需を作り出し、雇用と産業を活性化していく地域社会

(区の責務)

第 3 条 区は、前条の基本理念に基づき、足立区における高齢社会対策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 区は、次の各号に掲げる原則に基づき、前項の責務を果たさなければならない。

- (1) 低所得の高齢者等に留まらず、すべての高齢者を対象とすること。
- (2) 高齢者の自立の可能性に向けて支援すること。
- (3) 高齢者の選択と自己決定を尊重すること。
- (4) 高齢社会対策の実施にあたっては、原則として民間及び市場の活力を活用すること。
- (5) 経済的事情等で援助を必要とする高齢者に対して適正な援助を行うこと。

- 3 区は、高齢社会対策に関する調査及び研究を行うとともに、区民の意見を反映させて、基本的かつ総合的な計画を策定し、これを実施しなければならない。

(区民の努力)

第4条 区民は、この条例の定めるところにより、高齢社会対策に係るサービスを等しく受ける権利を有するとともに、それに伴う適正な負担をしなければならない。

- 2 区民は、自ら健康を保持し、自己の能力の活用に努めるとともに、地域社会の一員として、豊かな地域社会の実現に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 高齢社会対策関連の事業活動を行う者（以下「事業者」という。）は、事業活動が地域社会と適切な関係を築くよう次の各号に掲げる責務を果たさなければならない。

- (1) 区民の選択と自己決定を尊重し、その尊厳とプライバシーを守ること。
- (2) サービス提供のための事業者相互の連携強化等により、区民の総合的な満足度の向上に努めること。
- (3) 区民が的確にサービスを選択できるよう、自らのサービス事業の内容を公開すること。
- (4) 社会的に認められた市場ルールを遵守し、適正な競争を通じて、経営の健全化に努めること。

(地域社会の努力)

第6条 区、区民及び事業者は、第2条に掲げた地域社会を構築するため、協働・協創により地域社会の構成員として互いに連携していくものとする。

- 2 営利活動団体及び非営利活動団体は、地域社会におけるそれぞれの役割を認識することを通して協働・協創に取り組み、互いに連携していくものとする。

(国等との連携)

第7条 区長は、この条例の目的を達成するため、国、他の地方公共団体等（以下「国等」という。）との連携に努めるとともに、国等に対し、制度の改善その他必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第2章 高齢者保健福祉計画

(高齢者保健福祉計画の策定)

第8条 区長は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づき、第3条第3項に規定する計画として高齢社会対策に関する総合的な計画（以下「高齢者保健福祉計画」という。）を策定しなければならない。

2 高齢者保健福祉計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 高齢社会対策の基本方針及び基本目標
- (2) 施策の体系、達成すべき目標値等、前号の実現の方策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、高齢社会対策に係る重要な事項

(高齢者保健福祉計画の策定手続き)

第9条 区長は、高齢者保健福祉計画を策定しようとするときは、あらかじめ、別に定める足立区地域保健福祉推進協議会の意見を聴かななければならない。

- 2 区長は、高齢者保健福祉計画の策定にあたっては、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険事業計画との調和を図らなければならない。
- 3 区長は、高齢者保健福祉計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、高齢者保健福祉計画の重要な変更について準用する。
- 5 区長は、高齢者保健福祉計画の進捗状況を足立区地域保健福祉推進協議会に報告し、点検、評価を受けなければならない。

第3章 基本的施策

(健康及び福祉)

- 第10条 区は、高齢期の健全で安らかな生活を確保するため、区民が生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めることができるよう総合的な施策を講ずるものとする。
- 2 区は、高齢者の保健、医療及び福祉に関する多様な需要に的確に対応するために、地域における保健、医療及び福祉の相互の有機的な連携を図りつつ、適正な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供する体制の整備を図り、並びにサービスを提供するそれぞれの事業者がその特性を生かし地域に貢献できるよう必要な施策を講ずるものとする。
 - 3 区は、介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域において、自立した日常生活を営むことができるようにするため、適切なサービスを受けることができる基盤の整備を推進しなければならない。
 - 4 区は、家族介護の軽減を図るために、介護関連サービスについて介護保険サービス、介護保険外一般施策サービス、その他のサービス（以下「高齢者福祉サービス」という。）の最適な組み合わせが可能となるよう基盤整備その他の調整を図るものとする。
 - 5 区は、介護保険外一般施策サービスについては、第4条第1項の規定により、区民に対し介護保険法に定める受益者負担率を基本とし、自己負担能力等を勘案して均衡のとれた負担を求めなければならない。

(産業及び就業)

- 第11条 区は、高齢社会の進展が地域社会の活性化につながるよう、高齢社会関連市場（以下「高齢者市場」という）の形成を促進する。
- 2 区は、介護・医療業界のみならず、広く、建設、製造、商業等の各種業界に対して、情報を提供するとともに、異分野業界の交流を促進していくものとする。
 - 3 区は、事業者による公正な市場ルールからの逸脱を防止するとともに、高齢者市場と地域社会の調整を図る。
 - 4 区は、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保するとともに、勤労者が長期にわたる職業生活を通じて職業能力を開発し、高齢期までその能力を発揮することができるよう、国等と協力して必要な施策を講ずるものとする。

(学習及び社会参加)

- 第12条 区は、高齢者が生きがいを持って豊かな生活を営むことができるようにするため、生涯学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。
- 2 区は、活力ある地域社会の形成を図るため、高齢者の社会的活動への参加を促進するとともに、ボランティア、非営利活動団体等の活動を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境)

- 第13条 区は、高齢者が自立した生活を営むことができるようにするため、高齢者に適した住宅等の整備を促進するとともに、高齢者に配慮した公共的施設の整備を促進するものとする。
- 2 区は、高齢者が不安のない生活を営むことができるようにするため、高齢者の交通の安全及び利便性を確保するとともに、高齢者を犯罪、災害等から保護する体制を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

第4章 顧客満足度向上支援

(顧客満足度の向上)

- 第14条 区は、高齢者福祉サービスについて受益者である区民の当該サービスに対する満足の度合（以下「顧客満足度」という。）の向上を支援するために、受益者である区民及びその家族等の組織化、標準契約約款の策定及び採用の勧奨、苦情等解決機関の設置、サービスの評価基準の策定・適用・公表、その他必要な施策を講ずる。

- 2 区は、顧客満足度を向上させるため、高齢者福祉サービスに関して足立区地域保健福祉推進協議会の点検及び評価を受けなければならない。
- 3 事業者は、顧客満足度を向上させるため、提供した高齢者福祉サービスを自ら評価し、又は事業者で組織する団体等による評価に基づき、必要な改善を行わなければならない。

第5章 雑則

(説明等)

第15条 区長は、この条例を施行するため、必要があると認めたときは、区民及び事業者等に対し説明若しくは報告を求め、又は必要な指導を行うことができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月28日条例第16号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月28日条例第10号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

3 足立区地域保健福祉推進協議会条例

平成 12 年 3 月 31 日条例第 37 号

足立区地域保健福祉推進協議会条例を公布する。

足立区地域保健福祉推進協議会条例

(設置)

第 1 条 足立区における地域保健福祉を推進するため、区長の附属機関として、足立区地域保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、区長の諮問に応じ、次の事項について調査・研究・協議し、答申する。

- (1) 高齢者保健福祉の推進に関すること。
 - (2) 地域保健医療の推進に関すること。
 - (3) 介護保険事業の推進に関すること。
 - (4) 児童福祉の推進に関すること。
 - (5) 障がい者福祉の推進に関すること。
 - (6) 健康づくりの推進に関すること。
 - (7) 足立区地域保健福祉計画に関すること。
 - (8) 前各号のほか、地域保健福祉の推進に関し必要な事項
- 2 協議会は、地域保健福祉の推進に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な事項について、区長に建議することができる。

(組織)

第 3 条 協議会は、区長が委嘱又は任命する委員 52 名以内をもって組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年間とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 専門事項を調査するため、協議会に部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第9条 協議会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年東京都足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

東京都足立区地域保健福祉推進協議会日額	7,000円
---------------------	--------

付 則(令和4年7月11日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和5年10月23日条例第72号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 足立区地域保健福祉推進協議会条例施行規則

平成 12 年 3 月 31 日規則第 6 号

足立区地域保健福祉推進協議会条例施行規則を公布する。

足立区地域保健福祉推進協議会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、足立区地域保健福祉推進協議会条例（平成 12 年足立区条例第 37 号。以下「条例」という。）に基づき、足立区地域保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 条例第 3 条の規定に基づき委嘱又は任命する委員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学識経験者 8 名以内
- (2) 区議会議員 5 名以内
- (3) 区内関係団体の構成員 31 名以内
- (4) 区職員 8 名以内

(職務代理)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規定に基づき設置された副会長が複数の場合には、会長はあらかじめ職務を代理する者の順位を定める。

(部会)

第 4 条 条例第 7 条に基づき部会を設置する場合は、会長は、協議会の委員のうちから部会の委員（以下「部会員」という。）及び部会長を指名する。

- 2 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理する。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員が、部会長の職務を代理する。

(公開)

第 5 条 協議会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

- 2 公開の方法及び手続その他の事項は、別に定める。

(会議録)

第 6 条 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、福祉部福祉管理課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 14 年 10 月 1 日規則第 61 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 15 年 12 月 1 日規則第 87 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 22 年 6 月 22 日規則第 53 号）

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 7 月 26 日規則第 72 号）

この規則は、公布の日から施行する。

5 足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会設置細則

(設置)

第1条 足立区地域保健福祉推進協議会専門部会設置要綱に基づき、足立区地域保健福祉推進協議会(以下「協議会」という。)内に介護保険・障がい福祉専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。

(調査研究事項)

第2条 専門部会は下記の事項について調査研究し、協議会に報告する。

- (1) 老人保健福祉計画に関する事。
- (2) 介護保険事業計画に関する事。
- (3) 障がい保健福祉施策に関する事。
- (4) 地域密着型サービスの運営に関する委員会に関する事。
- (5) その他、高齢者福祉、障がい者福祉の推進に関し必要な事項

(委員)

第3条 専門部会の委員は別表に掲げる者とする。

(会議)

第4条 専門部会は必要に応じて部会長が召集する。

2 専門部会は、過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門部会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(会議の公開)

第5条 専門部会は公開とする。ただし、部会長が公開することが適当でないときはこの限りでない。

2 公開の方法及び手続きその他の事項は、足立区地域保健福祉推進協議会公開要綱に準ずるものとする。

(報酬の額)

第6条 専門部会委員の報酬額は、足立区地域保健福祉推進協議会委員の報酬に関する要綱に定める報酬の額と同額とする。

(事務局)

第7条 専門部会の事務局を福祉部介護保険課に置く。

付 則 (17足福介発第110号 平成17年4月15日福祉部長決定)

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (17足福介発第1506号 平成17年12月2日福祉部長決定)

この細則は、平成17年12月1日から施行する。

付 則 (17足福介発第2242号 平成18年3月31日福祉部長決定)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (20足福介発第2978号 平成21年3月13日福祉部長決定)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (23足福介発第3208号 平成24年2月9日福祉部長決定)

この細則は、平成23年2月9日から施行する。

6 足立区地域保健福祉推進協議会委員名簿

令和6年2月20日現在
(敬称略・順不同)

	役職	氏名	フリガナ	選出団体名	選出団体の役職等	専門部会			
						介護・障がい	健康あだち21	子ども支援	計画策定
1	会長	菱沼 幹男	ヒスマ ミノ	学識経験者（地域福祉）	日本社会事業大学 社会福祉学部 福祉計画学科 教授				○
2	副会長	酒井 雅男	カイ マサオ	学識経験者（弁護士）	弁護士	○			
3	委員	齊藤 多江子	サイウ タエコ	学識経験者（保育学）	日本体育大学 児童スポーツ教育学部 教授			○	○
4	委員	藤原 武男	フジワラ タケオ	学識経験者（公衆衛生学）	東京医科歯科大学大学院 教授 (国立成育医療研究センター研究所 客員研究員)		○		
5	委員	石渡 和実	イシワタ カズミ	学識経験者（障がい福祉）	東洋英和女学院大学 名誉教授	○			
6	委員	豊川 智之	トヨカワ チノシ	学識経験者（公衆衛生学）	和洋女子大学看護学部 教授		○		○
7	委員	山中 崇	ヤマナカ タカシ	学識経験者（在宅医療学）	東京大学大学院医学系研究科 在宅医療学講座 特任教授	○			
8	委員	白石 正輝	シライシ マサテル	区議会議員	区議会議員	○			○
9	委員	さの 智恵子	サノ チエコ	区議会議員	区議会議員	○			○
10	委員	横田 ゆう	ヨコタ ユウ	区議会議員	区議会議員	○			○
11	委員	銀川 ゆい子	ギンカワ ユイコ	区議会議員	区議会議員	○			○
12	委員	しぶや 竜一	シブヤ リュウイチ	区議会議員	区議会議員	○			○
13	委員	山下 俊樹	ヤマタ トシキ	足立区医師会	副会長	○	○		○
14	委員	佐藤 和義	サトウ カズヨシ	東京都足立区歯科医師会	会長	○	○		○
15	委員	吉岡 加織	ヨシオカ カオリ	足立区薬剤師会	理事		○		○
16	委員	笠原 清子	カサハラ シヨコ	足立区町会・自治会連合会	青少年部長		○		○
17	委員	小林 尚子	コバヤシ ナオコ	足立区民生・児童委員協議会	第一合同合同会長			○	○
18	委員	片野 和恵	カタノ カズエ	足立区女性団体連合会	会長		○	○	○
19	委員	西方 榮	ニシカタ サカエ	足立区住区センター連絡協議会	副会長		○	○	
20	委員	中村 輝夫	ナカムラ テルオ	足立区友愛クラブ連合会	ねんりん編集委員会委員長	○	○		○
21	委員	鶴沢 隆	ツルサキ リュウ	足立区介護サービス事業者連絡協議会	会長	○			○
22	委員	大竹 吉男	オオタケ ヨシオ	足立区ボランティア連合会	会長		○		
23	委員	福岡 靖介	フクオカ セイスケ	介護老人保健施設しらさぎ	理事長	○			
24	委員	橋本 飛鳥	ハシモト アスカ	特別養護老人ホームハビネスあだち	施設長	○			○
25	委員	細井 和男	ホシイ カズオ	高齢者在宅サービスセンター西新井	理事長	○			
26	委員	小川 朝恵	オガワ アサエ	足立区介護サービス事業者連絡協議会	訪問看護部会副会長		○		
27	委員	猿渡 滝雄	サルワタリ タキノ	足立保健所関係団体足立区環境衛生協会	会長		○		
28	委員	長田 幸子	オサダ サチコ	足立区健康づくり推進員会議	会長		○		○
29	委員	名久井 昭吉	ナキウ ショウキチ	足立区精神障がい者家族会連合会	代表	○			
30	委員	加藤 仁志	カトリ ヒトシ	足立区ろう者協会	会長	○			
31	委員	金子 孝一郎	カネコ コウイチロウ	足立区障害者団体連合会	会長代行	○			
32	委員	山根 佳代子	ヤマネ カヨコ	足立区視力障害者福祉協会	理事	○			
33	委員	佐藤 奈緒	サトウ ナオ	足立区手をつなぐ親の会	会長	○			○
34	委員	蔵津 あけみ	クラツ アケミ	足立区肢体不自由児者父母の会	会長	○			○
35	委員	馬場 新太郎	バハ シンタロウ	足立区民間保育園連合会	会長		○	○	○
36	委員	古庄 宏吉	フルシヨウ ヒロキチ	足立区私立幼稚園協会	会長			○	○
37	委員	大西 洋平	オオニシ ヨウヘイ	足立区立小学校PTA連合会	副会長			○	○
38	委員	宮本 明彦	ミヤモト アキヒコ	足立区立中学校PTA連合会	副会長			○	○
39	委員	上野 美雪	ウエノ ミユキ	足立区スポーツ推進委員会	副会長		○		
40	委員	大西 利寛	オオニシ トシヒロ	警視庁	千住警察署生活安全課長				
41	委員	塩田 哲也	シオタ テツヤ	東京消防庁	足立消防署警防課長				
42	委員	久米 浩一	クメ ヒロカズ	足立区社会福祉協議会	常務理事			○	○
43	委員	長谷川 勝美	ハセガワ カツミ	区職員	副区長				
44	委員	大山 日出夫	オオヤマ ヒデオ	区職員	教育長				
45	委員	楠山 慶之	クスヤマ ヨシユキ	区職員	あだち未来支援室長			○	
46	委員	田ヶ谷 正	タガヤ タダシ	区職員	区民部長		○		
47	委員	依田 保	ヨシタ タモツ	区職員	地域のちから推進部長	○		○	
48	委員	中村 明慶	ナカムラ アキヨシ	区職員	福祉部長	○			○
49	委員	馬場 優子	バハ ユウコ	区職員	衛生部長	○	○		○
50	委員	上遠野 葉子	カミトノ ヨコ	区職員	子ども家庭部長			○	○